青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十三号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年二月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十四号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項及び第十八条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「携帯電話端末又はＰＨＳ端末に組み込まれたブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）をいう。第三条において同じ。）」を「同項に規定する携帯電話端末等」に改める。

第二条中「第十八条ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第三条中「第十九条ただし書」を「第十八条ただし書」に、「同条に規定する機器」を「インターネット接続機器」に改め、「ブラウザ」の下に「（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）」を加え、「当該機器の」を「インターネット接続機器の」に、「蓋然性」を「蓋然性」に、「当該機器が」を「インターネット接続機器が」に、「一万台」を「、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微なものとして経済産業大臣が告示で定める台数」に、「機器を」を「インターネット接続機器を」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年二月一日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号㉚中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十五条第一項ただし書、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(8)の1の項、(10)、(12)、(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)」を「2の項及び4の項、(9)の1の項、(10)の2の項、(11)、(14)、(19)、(24)、(25)、(32)の2の項、(34)の1の項、(36)、(37)、(43)並びに(44)」に改める。

別表第一の表一の第一の一のイの(1)の1の項中「*Branta canadensis leucopareia*」を「*Branta hutchinsii leucopareia*」に改め、同表の第一の一のロの(1)の1の項中「*Lunda cirrhata*」を「*Fratercula cirrhata*」に改め、同表の第一の一のニの(1)の3の項中「ヨナクニカラスバト」を「ヨナグニカラスバト」に改め、同表の第一の一のホの(1)の4の項中「*Haliaeetus pelagicus pelagicus*」を「*Haliaeetus pelagicus*」に改め、同表の第一の一のホの(1)中6の項を削り、5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	*Nisaetus nipalensis orientalis*（クマタカ）

別表第一の表一の第一の一のへの(1)の1の項中「*Lagopus mutus japonicus*」を「*Lagopus muta japonica*」に改め、同表の第一の一のチの(1)の1の項中「*Carduelis sinica kittlitzi*」を「*Chloris sinica kittlitzi*」に改め、同表の第一の一のチの(3)中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、同項の次に次の三項を加える。

2	*Luscinia komadori komadori*（アカヒゲ）
3	*Luscinia komadori namiyei*（ホントウアカヒゲ）
4	*Luscinia komadori subrufus*（ウスアカヒゲ）